

横浜市
盲・ろう・養護学校

防災
マニアル

平成18年4月
横浜市教育委員会

はじめに

「横浜市盲・ろう・養護学校防災マニュアル」は、平成18年1月に教育委員会が作成した「横浜市学校防災計画」の内容を基本に、災害時において盲・ろう・養護学校が、特に留意すべき対応についてまとめたものです。

「横浜市学校防災計画」と重複する部分についても、特に重要と思われる内容については当マニュアルにも盛り込み、いざというときに役立つものとして作成いたしました。が、詳細な内容については、日頃から「横浜市学校防災計画」と照らし合わせてお読みいただくようお願いいたします。

また、「横浜市学校防災計画」および「横浜市盲・ろう・養護学校防災マニュアル」は、市立学校における災害時の基本的な対応をまとめたものであり、各学校の個別の状況にまで言及するものではありません。したがって、災害時の学校の対応をさらに確実なものとするためには、これらを基本とした「学校防災計画」を、学校の個別の状況に応じて、各学校ごとに策定する必要があります。

各学校の「学校防災計画」については、すでに学校ごとに策定しておりますが、この防災マニュアル等をもとに再度その内容の点検・見直をされ、一層の充実を図っていただくようお願いいたします。

なお、このたび教育委員会では、当防災マニュアルと併せて、市立盲・ろう・養護学校の幼児児童生徒の保護者向けパンフレット「大災害に備えて」を作成いたしました。その中で、保護者に向けて、「登下校時等のお子さんの救援活動や安否確認に関する役割分担」や「電話が不通の際の連絡手段」等について、日頃から保護者と学校で話し合い、着実な対応方法を決めていただくよう求めています。これらの点を踏まえ、保護者との協議・連携を密にした上で、「学校防災計画」をより確実なものとし、安全・安心な学校づくりを進めていただきますようお願いいたします。

平成18年4月
横浜市教育委員会

横浜市盲・ろう・養護学校防災マニュアル

目次

※この目次に記載のない項目については、
横浜市学校防災計画に準じてください。

1 各学校における「学校防災計画」の
策定 1

2 学校における平常時の防災体制 3

3 東海地震関連情報発令時の対応 5

4 大規模地震発生時の対応行動 7

<参考>

横浜市学校防災計画 目次
※「横浜市学校防災計画」は平成18年1月に
各学校に配付された冊子です。

第1部 総論

第1章 危機管理の基本的枠組み

第1節 市防災計画の中での学校・教職員の位置づけ

1 「横浜市防災計画」について..... 1

2 震災時における教職員の動員体制..... 1

3 風水害時の対応について..... 2

第2節 各学校の「学校防災計画」の策定

1 各学校における「学校防災計画」の策定... 3

第2部 震災対策編

第1章 日常における学校防災対策

第1節 日常における学校防災体制の充実

1 学校における防災体制..... 5

2 学校施設の安全管理等..... 8

3 地域・区役所との連携と避難場所について..... 10

4 日頃からの大地震への備え【チェックリスト】 ... 11

5 学校施設・設備の安全点検リスト..... 13

第2節 防災教育・訓練・研修の充実

1 防災教育の充実..... 15

2 防災訓練の充実..... 19

3 教職員の防災に関する研修の充実..... 22

第2章 東海地震の事前対応計画

第1節 「東海地震に関連する情報」の概要

1 「東海地震に関連する情報」について..... 24

2 基本的対応について（概要）..... 24

第2節 「東海地震注意情報」発令時の対応

1 配備及び動員体制..... 25

2 「注意情報」発令時における学校がとるべき措置... 25

第3節 「東海地震予知情報」「警戒宣言」発令時の対応

1 「警戒宣言」発令時の本市の対応..... 27

2 学校教職員の配備体制及び学校災害対策本部の設置..... 27

3 「警戒宣言」発令時において学校がとるべき措置..... 27

第3章 巨大地震が発生した場合の学校の初期対応

第1節 巨大地震が発生した場合の初期対応

1 学校災害対策本部の設置..... 31

2 学校と地域防砂拠点、教委事務局、区本部との関係... 33

3 巨大地震発生直後における学校災害対策本部の動き..... 34

4 教育委員会事務局への報告..... 35

第2節 大規模な地震が発生した場合の対応行動【対応マニュアル】

(1) 授業中..... 38

	(2) 放課後・登下校時・通学路上で…… 4 1
	(3) 校外学習・遠足・修学旅行等の時… 4 5
	(4) 休日・夜間などの勤務時間外…… 4 8
	(5) 地震発生時の教職員の安全指導例… 5 0
5 幼児児童生徒の引き渡し …… 1 1	第3節 児童生徒の引き渡し 1 児童生徒の保護者への引き渡し…… 5 4 2 帰宅困難な児童生徒の保護体制…… 5 6
6 地域住民への対応 …… 1 2	第4節 地域防災拠点（震災時避難場所）の支援 1 教職員による避難場所運営支援…… 5 7 2 連絡調整者の役割（休日・夜間等における初動対応） …… 5 7 3 住民対応・避難場所支援班の設置… 5 8 4 地域防災拠点として指定されていない学校の対応… 6 0 5 地域防災拠点運営委員会の組織と動き… 6 1
7 特別避難場所としての対応 … 1 3	第5節 特別避難場所 1 地域・区役所との連携と「特別避難場所」の指定… 7 2 2 特別避難場所としての対応… 7 3
	第6節 地域医療救護拠点における対応 1 地域医療救護拠点… 7 4 2 日常における対応… 7 4 3 災害発生時の対応… 7 5
	第7節 学校施設・設備の安全点検 1 学校施設の安全点検… 7 6
	第4章 学校教育再開に向けた対応
	第1節 教育再開のための準備活動 1 教育再開のための準備活動… 7 7 2 学校における教育再開のための準備活動… 7 7 3 学校再開準備班の設置（地域防災拠点運営委員会）… 7 7
	第2節 学校教育活動再開に向けて 1 被害実態調査（安否確認・被害調査）とその対応… 80 2 被害実態調査を基に教委事務局・関係機関との協議調整… 81 3 情報分析・再点検等による実態把握… 82 4 一斉家庭訪問実施による児童生徒の詳細な情報の把握… 84 5 仮登校の実施… 84 6 教育再開を目指した協議調整… 85 7 学校教育再開の情報提供と地域住民の理解… 85
	第3節 学校再開のための環境整備 1 応急教育を行う場所の確保等… 87 2 盲・ろう・養護学校における通学手段の確保等… 88 3 学用品の給与・就学援助等… 89 4 学校給食等の措置… 90
	第4節 転出に伴う就学事務等 1 転出した被災児童生徒の受け入れ先での対応… 91
	第5節 応急教育計画の策定と学習支援 1 正規の授業再開前の応急教育計画の作成… 93 2 応急教育段階における学習支援体制の構築… 94

第5章 心のケア

第1節 震災時における心のケア

- 1 震災時における心のケアの意義……………95
- 2 災害時における子どもの心のケアの基本的理解…97
- 3 心のケアにあたる際の基本的な姿勢……………102
- 4 学校における日常の取組み……………104
- 5 発災直後から学校再開までの対応…105
- 6 学校再開後（発災直後から1ヶ月後が目安）の対応……………107
- 7 専門家の援助が必要なとき……………110
- 8 教職員の心の健康……………112

第3部 風水害対策編

第1章 学校における日常の風水害対策

- #### 第1節 市防災計画上の学校の位置づけと実情把握
- 1 市防災計画上の自校の位置づけ確認……………113
 - 2 ハザードマップ等による地域の実情把握 ……113
- #### 第2節 学校としての事前対策
- 1 幼児・児童生徒への事前対策……………114
 - 2 避難場所としての事前対策……………114

第2章 風水害時における学校の対応

- #### 第1節 幼児児童生徒の措置等
- 1 登校前・登校後で対応を区別……………115
- #### 第2節 学校の施設管理者としての対応……………119
- #### 第3節 避難場所としての対応等
- 1 校長・副校長の対応……………120

第3章 学校施設等が被害を受けた場合の対応

- #### 第1節 風水害時の応急対応
- 1 学校施設の応急対応……………122
 - 2 幼児児童生徒の措置と応急教育の実施方法 ……122
 - 3 教材、学用品等の調達等……………123
 - 4 学校給食等の措置……………123
 - 5 学校の衛生管理……………123

<資料>

- 1 特別避難場所要援護者受入調査票 …………… 17
- 2 緊急連絡カード …………… 18
- 3 引き渡し確認カード …………… 19
- 4 特別避難場所の協力に関する協定書（案文） …………… 20
- 5 「地震発生時における被害状況等の報告」様式 …………… 22
- 6 「大震災における被害状況詳細報告FAX送信書」様式…………… 23
- 7 「学校教育活動再開見通し報告FAX送信書」様式…………… 24

1 各学校における「学校防災計画」の策定

1 趣 旨

【関連ページ3】

上記【関連ページ】は、「横浜市学校防災計画」に記載のあるページを示しています。

2 学校防災計画策定上の留意点

【関連ページ3～4】

「横浜市学校防災計画」に基づいた「横浜市盲・ろう・養護学校防災マニュアル」は、災害時における最大公約数的な対応について定めたものです。そのため、これらを基本とし、各学校の実状に合わせたさらに詳細な**学校独自の「学校防災計画」**を定める必要があります。

各学校における「学校防災計画」を策定する際は、「横浜市学校防災計画」下記＜参考1＞の標準記載例の他、盲・ろう・養護学校の特性を考慮した学校独自の項目（下記＜参考2＞参照）を盛り込んでください。

＜参考1＞「学校防災計画」の標準記載例

平成〇年度 〇〇〇学校防災計画

- 1 日常の防災体制
 - (1) 学校防災委員会の組織・任務
 - (2) 安全管理（安全点検）
 - ・点検の実施方法、防災設備の点検、避難経路の点検
 - (3) 防災教育（年間指導計画）
 - (4) 防災訓練（年間実施計画）
 - (5) 教職員研修（年間計画）
 - (6) 心のケア対応（教職員研修計画）
- 2 東海地震に関連する情報や警戒宣言発表時の児童生徒への対応
- 3 震災時の学校災害対策本部の組織、各班の任務
 - ・職員の参集体制、連絡調整者の明記
- 4 学校が避難場所となった場合の対応に関すること
 - ・住民対応・避難場所支援班の役割等
- 5 地震発生時の場所別・時間帯別の児童生徒への対応
 - ・保護者への引き渡し方法
- 6 非常持ち出し品リスト
- 7 緊急連絡先電話番号簿
 - ・消防署、警察署、医療機関、区災害対策本部（総務部）

＜参考2＞盲・ろう・養護学校の特性を考慮した学校独自の項目（例）

- (1) 盲・ろう・養護学校の特性に関する項目
 - ◆ 障害特性に応じた個々の生徒の安全確保の方法
 - ◆ スクールバス運行時の罹災に対する対応方法
 - ◆ 医療機関等と連携した移送体制
- (2) 特別避難場所の運営・支援に関する項目
 - ◆ 特別避難場所の運営・支援体制に関する項目
 - ※特別避難場所については本マニュアル13ページ以降を参照ください。
- (3) 平常時の備えに関する項目
 - ◆ 保護者が、調剤票のコピー、メモ等を準備しておくことや、氏名、年齢、血液型、緊急時の連絡先、薬・量・回数を記入したカード、数日分の薬、援助カードなどを児童生徒に常時携帯させるなど。

3 計画の周知徹底

策定した各学校の「学校防災計画」については、関係者に周知徹底し、非常時の行動に関する認識・理解を共有することに努めてください。

周知徹底・共通理解

教職員・保護者・地域・区役所・
医療機関・その他関係機関など

★ 保護者との周知徹底・共通理解が特に必要な事項

下記については、いざというときに混乱しないために、学校・保護者間で共通理解し、対応することが特に重要な事項です。

日頃から、学校と保護者のあいだで十分な調整を行ってください。

(1) 非常時の連絡手段

お子さんの安否や引き渡し等に関し、学校と保護者が連絡を取る必要が生じますが、震災後は回線の混雑等により電話での連絡が困難となる可能性があります。そのような状況下では、「NTT災害伝言ダイヤル171」や「携帯電話災害用伝言ダイヤル」、自転車による直接訪問等の連絡手段を使い、連絡を取る方法をあらかじめ決めておくことが必要です。

(2) 登下校時に発災した際の対応

公共交通機関で通学している幼児児童生徒については、安否確認や救出活動の役割分担、スクールバスで通学している幼児児童生徒については、連絡手段や運行に関する計画等について、保護者と学校で共通認識を持つことが必要です。

(3) 個々の障害に応じた対応方法

幼児児童生徒の障害内容に応じ、必要な医薬品や医療器具を備蓄したり、搬送可能な医療機関をあらかじめ確保するなどの対応を、平常時から行う必要があります。

2 学校における平常時の防災体制

趣 旨

【関連ページ5～23】

盲・ろう・養護学校の校長は、各学校の実情に応じて、校長、副校長、教職員を構成メンバーとする「学校防災委員会」を設置するとともに、「学校防災計画（前述）」を作成し、日常的な学校防災体制を整備してください。

なお、区災害対策本部から特別避難場所指定要請を受けた場合に備え、特別避難場所の運営体制についても、「学校防災計画」に盛り込むなどの対応を行ってください。

※ **特別避難場所の運営体制については本マニュアル13～16ページを参照ください。**

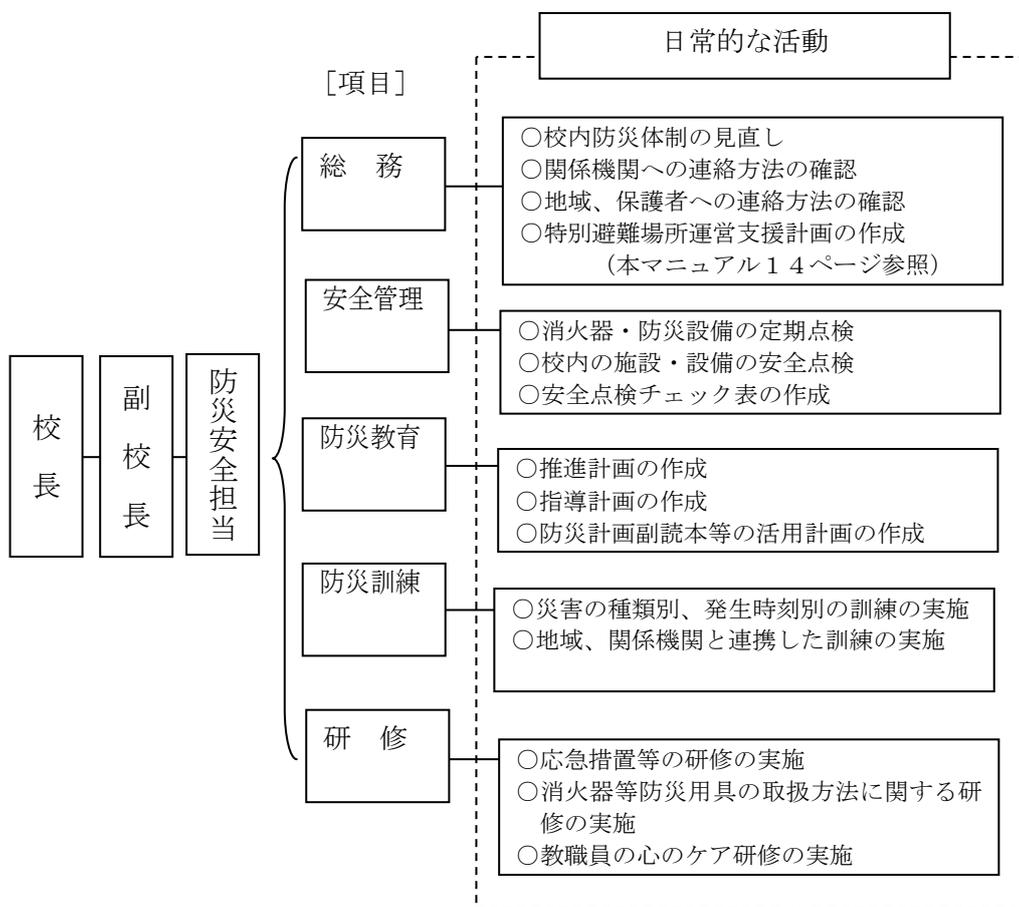
2 日常における防災体制の充実

【関連ページ5～23】

(1) 学校防災委員会の設置

学校の実状に応じて組織化し、日常の防災活動を行う。

<参考>学校防災委員会の設置例



2 学校における平常時の防災体制

(2) 非常時の基本的な対応についての周知徹底

- | |
|---|
| ① 休校措置、登下校時の対応（スクールバスの運行等）、幼児児童生徒の引き渡し、連絡方法等については、教職員・保護者ともに周知徹底することが必要。
※保護者説明会を開催したり、学校ホームページに掲載することが有効。 |
| ② 教職員の配備や動員体制を職員が認識していることが必要。 |
| ③ 学校ごとの「学校防災計画」を全職員が共通理解することが必要。
※業務分担や組織図を常時職員室に掲示するなど有効。 |

(3) 校内の避難経路、幼児児童生徒の避難集合場所を明確化

(4) 学校の非常持ち出し用重要書類の把握

3 学校施設の安全管理等
【関連ページ5～23】

下記の項目についての対応等が必要となります。

(1) 定期的な校舎の安全点検の実施

「横浜市学校防災計画」13ページの「学校施設・設備の安全点検リスト」に設備等の状況をチェックし、改修等の必要があると判断した場合は、具体的な内容を記入し、施設管理課へ提出する。

(2) 学校施設設備の状況の整理

- ①わかりやすい校地・校舎の平面図を準備しておく。
- ②校舎の電気配線図を準備しておく。
- ③水道配管図を準備しておく。
- ④電話配線図を準備しておく。

(3) プールの水を貯めた状態にしておく

(4) 停電等で校内放送ができないときの連絡方法の準備

ハンドスピーカー、メガホン、可動式無線マイク等の準備。

(5) 防災地図（ハザードマップ）の作成などによる地域の実情把握

- ①交通機関の現況把握
幼児児童生徒が利用している交通機関が停止した場合の対応策を考える。
- ②通学路の危険個所の把握
- ③立地の地理的特徴による危険性の把握
横浜市ホームページから検索できる「わいわい防災マップ」などから、崖崩れ等の危険性を把握し、避難場所を確認する。

(6) 広域避難場所など自校以外の避難可能場所の把握

(7) 近隣の災害時応急給水拠点等の把握

断水時でも、配水池等の給水拠点や「災害用井戸協力の家」のプレートを掲げた家で、応急給水を受けることができるので、市ホームページの「わいわい防災マップ」などで場所を確認しておく。

(8) スクールバス利用の場合の状況把握

スクールバスのコース、バスストップ等を防災地図に書き込み、医療機関と連携を図った移送体制など通学路の安全確保を確認しておく。

3 東海地震関連情報発令時の対応

1 趣 旨

【関連ページ24~30】

2 情報の種類と対応方法

【関連ページ24】

東海地震は、横浜を襲う可能性がある大地震の中で、唯一観測（予知）が可能な場合があるとされている地震です。
ここでは、観測結果による各情報ごとに、対応方法を説明します。

情報の種類	情報の内容	対応方法
観測情報	観測データに異常はあるが、地震の前兆とは判断できない場合	平常対応。
注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表	<ul style="list-style-type: none"> ■校長、副校長が学校に参集 ■情報の内容を校内放送で周知 ■在宅中に発令された場合は休校とする ■休校の措置等をとった上で、教育委員会に状況報告を行う
予知情報 ↓ 警戒宣言	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表	<ul style="list-style-type: none"> ■その他の対応は下記3に従う。 ■教職員は全員参集

3 注意情報または予知情報(警戒宣言)

発令時の対応

【関連ページ25~30】

(1) 幼児児童生徒に対する措置

ア 在校時
(ア) 授業を打ち切り、安全な場所に誘導する。
(イ) 原則として帰宅させず、学校で保護者に引き渡す。引き渡しが困難な幼児児童生徒については学校で保護する。(11ページ以降参照)
(ウ) 通学範囲、児童生徒等の障害の状態、スクールバス使用の是非、帰宅が困難な児童生徒等の保護体制等は、学校や地域の実情に応じてきめ細かな対応措置をとる。
イ 校外活動時
(ア) 宿泊を伴う校外学習時 所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会事務局に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。
(イ) 宿泊を伴わない校外学習時 所在地の官公署等から連絡を取り、速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。帰校後の児童生徒等の措置は在校時と同様にする。 ただし、交通機関の通行や道路の状況等によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。その場合は、速やかに学校に連絡する。 校長は保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会事務局に報告する。行き先が強化地域内の場合は、所在地の警戒本部の指示に従う。 また、速やかに学校に連絡し、校長は保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会事務局に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。
ウ 登下校時に警戒宣言が発せられた場合
(ア) 登校途中の場合は、そのまま登校させる。その後の対応は、在校時の場合と同様にする。
(イ) 下校途中の場合は、原則としてそのまま帰宅させる。スクールバス下校途中の場合も、原則として帰宅させる。
(ウ) 交通機関利用時については、関係機関の責任者の指示に従うようあらかじめ指導しておく。

(2) 教職員の対応

盲・ろう・養護学校の特性に応じて、特に下記について対応を行う必要があります。

(ア) 学校災害対策本部の設置（7ページ以降を参照ください）

校長は、児童生徒等の安全確保のため、「学校災害対策本部」を設置し、教職員の役割分担を定めておく。

(イ) 児童生徒等の下校方法及び下校時の安全対策

児童生徒等の安全を確保するための下校（引き渡し）方法をあらかじめ定めておく。

- ・保護者の在宅状況を把握する。
- ・引き渡しが短時間で確実にできるよう、あらかじめ「緊急連絡カード<18ページ・資料2>」を作成し利用する。

(ウ) 帰宅が困難な児童生徒等の保護計画

- ・帰宅が困難な児童生徒数を把握し、飲料水・食料・毛布等の備蓄に努めるとともに、服薬加療中の児童生徒への配慮・方策を検討する。
- ・帰宅が困難な児童生徒等の確認、保護者との連絡方法、保護者への引き渡し方法については「19ページ・引き渡しカード<資料3>」の使用等、あらかじめ定めておく。

(3) 学校でとるべきその他の措置

以下の対応も重要です。

区 分	主 な 措 置
来校者等への安全確保措置	避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検
通信・放送設備の点検	・防災無線等通信手段の点検・確認 ・放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
機械設備、電気設備の確認	使用する機械設備、電気設備の確認
設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	・窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 ・ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 ・諸物品等の落下防止確認
出火防止措置	・ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 ・消火用水の確認
危険物の安全等確保	・流出、発火、爆発の恐れのある危険物等の安全確認 ・貯蔵または使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏洩防止確認 ・緊急遮断装置等安全装置類の確認
緊急貯水	・受水槽への緊急貯水 ・飲料水の貯水
消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検、確認
非常電源の点検・確認	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
その他	・施設、設備固有の特性、機能について必要な点検 ・応急活動用資機材等の確認 ・応急活動体制の準備

4 大規模地震発生時の対応行動

1 学校災害対策本部の設置 【関連ページ31~32】

震度5（弱）以上の地震が発生した場合、学校は、「学校災害対策本部」を設置し、初期対応を行うことになります。

（注）「東海地震警戒宣言」が発令された場合も同様です。

<参考> 学校災害対策本部の設置例

本部長（校長）

総括本部	<ul style="list-style-type: none"> ○校長、副校長及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成 ○各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、区災害対策本部、教育委員会事務局との連絡にあたる。 ○被害の状況に応じ、二次避難場所への避難、応急対策の決定など、幼児児童生徒、教職員の安全確保に努める。 ○非常持ち出し書類等を搬出 ○報道関係等の対応
-------------	---

避難誘導・安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> ○地震の揺れが収まった直後、ただちに活動開始し、幼児児童生徒の安全確保、安否確認、負傷者の有無及び規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、一次避難場所への避難誘導を行う。 ○クラス全員の安否を確認し、総括本部へ報告する。 ○安全確認した児童等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、児童・生徒、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○児童・生徒の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。 ○引き渡す相手が児童・生徒の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったのかの記録をする。
消火・安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> ○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○校内の被害状況を点検し、安全をチェックするとともに、二次避難場所及び避難路を確保する。 ○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
救出・救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。
特別避難場所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○特別避難場所の開設・運営に係る対応を行う。 (本マニュアル13～16ページ参照)

2 学校災害対策本部の運営
【関連ページ34~35】

下表に基づき運営してください。なお、盲・ろう・養護学校については「特別避難場所」として指定される場合がありますので、特別避難場所に指定された学校は、併せて、本マニュアル13~16ページに基づく対応を行ってください。

<参考>巨大地震発生直後における学校災害対策本部の動き

段階	班	各班の事務分掌と主な動き等
地震発生  幼児児童生徒の保護者への引き渡し 	総括本部	○災害対策の総括指揮 ○各班との連絡調整 ○非常持ち出し品の搬出 ○区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡調整
	避難誘導・安否確認班	○幼児児童生徒の安全確保、避難誘導、人員確認 ○幼児児童生徒、教職員の安否確認 ○行方不明者の捜索 ○保護者への幼児児童生徒の引き渡し ○保護者の迎えない児童生徒の保護 ・揺れがおさまった直後に、指定された避難経路等を使って避難させる。 ・行方不明の幼児児童生徒・教職員を総括本部に報告 ・幼児児童生徒の引き渡し場所を指定 ・保護者や後見人が到着すると身元確認・引き渡し
	消火・安全点検班	○初期消火活動 ○校舎施設整備の安全点検、危険物除去 ○被害状況の把握 ・施設等の構造的被害の程度を調査し連絡する。
	救出・救急医療班	○負傷者の救出 ○負傷者の応急手当、病院への搬送 ・職員2人1組で特定の区域の負傷者の救出・救命。 ・各教室、体育館、トイレ等のチェック
	特別避難場所支援班	○特別避難所として指定された学校は、本マニュアル13ページ以降に基づき、特別避難場所の開設に関わる準備を進める。
3日目	特別避難場所支援班	○特別避難所として指定された学校は、本マニュアル13ページ以降に基づき、特別避難場所の運営（支援）を行う。
4日目～		○教育再開のための準備活動

3 教育委員会への報告
【関連ページ35~37】

学校は、地震時には、教育委員会事務局に、あらかじめ定めた方法により、被害状況等に応じて、適時、適切に被害状況等を報告してください。

- (1) **第1次報告**「地震発生時における被害状況等の報告」
→地震発生後早期に報告（報告様式は22ページにあり）
- (2) **第2次報告**「大震災による被害状況詳細報告」
→大震災発生後4~7日程度経過後が目安
（報告様式は23ページにあり）
- (3) **第3次報告**「学校教育活動再開見通し報告」
→状況が把握でき次第報告（報告様式は24ページにあり）

4 授業中の対応 【関連ページ38~40】

① 安全確保について	
(ア)	「頭部を保護」「机の下にもぐり、脚を持つ」などの指示を与える。
(イ)	大きな揺れが収まったら、電気や火を消す。
② 避難誘導について	
(ア)	普通教室以外の場所にいる幼児児童生徒の所在に十分留意し、安全な場所に誘導する。
(イ)	火災場所及び上層階の生徒の避難を優先する。
(ウ)	隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。
(エ)	落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
③ 情報収集・伝達	
(ア)	区災害対策本部と密接に連絡を取り、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。
④ 生徒の引き渡し	
(ア)	原則として帰宅させないで、学校において直接保護者に引き渡す。
(イ)	保護者と連絡が取れない場合等、引き渡し困難な幼児児童生徒については学校で保護する。また、保護者宅、学区の避難場所の安全性が確保できない場合は、保護者とともに幼児児童生徒を学校で保護する。

5 放課後・登下校時・通学路上での対応 【関連ページ41~43】

① 安全確保について	
(ア)	徒歩通学児童生徒等の通学経路を確認の上、在校教職員は家庭との連絡及びエリアごとに手分けして救援活動及び安否確認を行う。
(イ)	通学経路により、交通機関の情報収集の上、家庭に連絡する。
(ウ)	スクールバスへ緊急連絡し原則帰校させる。状況により避難指示を与える。
(エ)	原則、登校途中の場合はそのまま登校、下校途中の場合は帰校させる。
(オ)	自家用車使用者には携帯電話により緊急連絡し、状況把握と安全確保を行う。
② 救出活動・応急救護	
	スクールバスの乗降場所を把握し、救援活動を実施する。
③ 情報収集・伝達	
	区災害対策本部及び教育委員会へ連絡し、必要な要請を行う。
④ 下校・引き渡し	
(ア)	原則として、帰宅させないで学校において保護者に引き渡すこととする。
(イ)	引き渡し困難な児童生徒等については学校で保護する。また、保護者宅、学区の避難場所の安全性が確保できない場合は、保護者とともに児童生徒を学校で保護する。

4 大規模地震発生時の対応行動

6 校外学習・遠足・就学旅行時の対応

【関連ページ45~47】

①	原則として即時帰校する。帰校後、児童生徒等の措置は在校時と同様にする。
②	宿泊を伴う校外活動時（修学旅行、社会見学等）の場合は、所在地の災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。
③	泊を伴わない校外活動時（日帰り遠足、社会見学等）の場合は、所在地の官公署等と連絡を取り、速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合は速やかに学校に連絡する。
④	活動中の施設（屋内・屋外）の被害状況及び当該施設長の指示により、避難させるかどうか判断する。
⑤	被害状況を学校へ連絡する。校長は事後の動きを指示し家庭へ連絡する。
⑥	現地から直接帰宅の場合、家庭への連絡と引き渡しを行う。

7 休日・夜間など勤務時間外の対応

【関連ページ48~49】

①	教職員は、横浜市域で震度5弱以上の地震が発生した場合において、勤務校に参集し、校内に災害対策本部を設置する。
②	連絡調整者（各学校3名指名）は、いち早く学校に駆けつけ、校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会や区災害対策本部等との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行う。
③	特別避難場所の開設に関する準備を進める。（本マニュアル13ページ以降参照）



5 幼児児童生徒の引き渡し

1 趣 旨

【関連ページ54～56】

幼児児童生徒の引き渡しは、盲・ろう・養護学校の場合は、学校において、直接保護者に引き渡すことを原則とします。ただし、引き渡し・帰宅が困難な幼児児童生徒については、下記に従い学校において保護することとします。

2 帰宅困難な幼児児童生徒の保護体制

【関連ページ56】

盲・ろう・養護学校における児童生徒の一時避難保護については、下記に従い対応してください。

ア	<p>幼児児童生徒の一時避難保護については、発災からおおむね3日間程度の対応を行う。</p> <p>(ア) 幼児児童生徒の自宅が重大な被害を受け、帰宅させることが困難な場合</p> <p>(イ) 交通機関や道路状況により、スクールバス、自家用車、各交通機関の運行が不可能で、幼児児童生徒が帰宅することが困難な場合。</p>
イ	<p>幼児児童生徒を保護者にできる限り早急に引き渡しが可能になるよう連絡要請を行う。しかし、なお引き渡しができないときは、学校において保護を継続する。</p>
ウ	<p>医療的ケアが必要な幼児児童生徒について、区災害対策本部を通じて近隣の病院へ協力要請を行う。</p>
エ	<p>幼児児童生徒の状態から、学校内保護では対応できない場合、区災害対策本部等と連携し、病院への搬送を行う。</p>
オ	<p>被災状況によっては、保護者が引き渡しのために登校するまで時間を要し、数時間から翌日に及ぶ場合も十分に予測される。</p> <p>また、迎えに来ることができたが、帰宅させることが困難となった場合は、学校内で児童生徒とともに保護者の一時保護対応を行う。</p>

3 非常用食糧等の自主的備蓄の必要性

学校周辺の被害が甚大な場合には、幼児児童生徒をそのまま帰宅させることが危険と判断しなければならない状況もあり得ます。

そのような場合には、学校で一時多くの幼児児童生徒を保護しなければならないことも想定されます。

そのような場合を想定して、あらかじめ学校において、一定の非常用の食糧等を自主的に備蓄しておくことも必要になります。

特に、高等学校や、盲・ろう・養護学校では、その必要性が高くなります。盲・ろう・養護学校では、幼児児童生徒数及び教職員の3日分の非常食等を備蓄準備することが必要です。

6 地域住民への対応

1 趣 旨

【関連ページ60】

2 住民の避難と 学校の対応

【関連ページ60】

盲・ろう・養護学校は地域防災拠点には指定されていませんが、災害の規模・程度・地域の実情等によって、被災した住民が駆けつけることが予想されます。ここでは、その際の対応について説明します。

上記の事情により住民が駆けつけた場合は、区災害対策本部と連絡を取り対応を決めることとしますが、近隣の避難者が多数に及び、地域防災拠点のみでは明らかに収容しきれない場合や、地域防災拠点として指定されていた学校の体育館等の建物被害が甚大な場合、地域防災拠点の周辺地域での火災発生等のため地域防災拠点の開設が困難な場合等で、当該施設を避難場所として利用せざるを得ない場合には、当該施設を避難場所として提供することになります。



7 特別避難場所としての対応

1 趣 旨

【関連ページ72～73】

特別避難場所は、横浜市防災計画において「地域の小学校等に設置された地域防災拠点での避難生活が困難な在宅要援護者のための避難場所」として位置づけられています。

区災害対策本部から特別避難場所に指定された盲・ろう・養護学校は、円滑な開設運営支援・協力ができるように、特別避難場所支援班の組織化と併せて「特別避難場所運営支援計画」を作成しておく必要があります。

2 特別避難場所の概要

特別避難場所の指定	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別避難場所は、要援護者の二次的避難場所であり、原則として、市民が直接避難してくることはありません。 ◆ 市民はまず、一次避難場所である地域防災拠点に避難しますが、そこでの避難生活が困難な要援護者について、区災害対策本部より学校側に、特別避難場所での受入要請があります。 ◆ 盲・ろう・養護学校の特別避難場所への指定については、学校が所在する区の災害対策本部との協定により行われることとなります。今後、学校の規模や施設条件等を考慮して、協定締結を検討していくこととなります。特別避難場所の指定に関する具体的な流れについては、14ページを参照願います。
受入対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 在宅要援護者 ◆ おおむね65歳以上で、寝たきり・認知症・ひとり暮らしの方 ◆ 障害（児）者＜身体／知的／精神／重度重複＞ ◆ その他＜乳幼児／小学校低学年／けが人／病弱者＞
教職員の役割	発災初期段階は、区災害対策本部（援護班）等による対応が困難な場合が想定される。その場合、教職員が協力し、リーダーシップをとることが期待される。
区との協定	学校と区は、「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定」を締結し、協定に基づき応急備蓄物資を備蓄する。
発災初期の体制	参集している職員の中から ① 特別避難場所としての連絡窓口 ② 要援護者を担当する職員を決める。
備蓄品	特別避難場所となる盲・ろう・養護学校には、発災後3日分の食糧、水、おむつ等を備蓄するが、不足する物資があるときは、不足する品名、数量等を区災害対策本部援護班にする。
日常時の活動	特別避難場所になる盲・ろう・養護学校は、日頃から区役所、地域防災市民組織との連携に努める。また、ボランティア等の確保に努めるとともに、災害時における学校の役割について、ボランティア等に周知し、協力を求める。
開設期間	特別避難場所への緊急的な受入期間は、発災後おおむね7日間までとする
情報管理	要援護者に関する情報は、個人情報となるので、その管理については慎重に取り扱う

3 特別避難場所の指定に関する具体的な流れ

盲・ろう・養護学校が特別避難場所として指定されるためには、災害時に自校の生徒や職員以外の地域の要援護者を、どの程度受け入れられるのかをあらかじめ検討する必要があります。その上で、教育委員会と調整し、区との協定を結んでいくこととします。特別避難場所の指定に関する具体的な流れは次のとおりです。

① 要援護者受け入れに関する検討データの作成 (H18. 10)
各学校は、資料1「特別避難場所要援護者受入調査票」に、必要項目を記入し保管するとともに、教育委員会特別支援教育課に一部お送り願います。
② 教育委員会での検討 (H18. 11)
上記の調査回答に基づき、教育委員会特別支援教育課において、各学校の状況を把握するとともに、特別避難場所としての指定が可能かどうかを検討します。
③ 学校の詳細 (H18. 12)
教育委員会特別支援教育課での検討結果を各学校にお伝えし、学校と教育委員会において、具体的な受け入れ態勢等について調整していきます。
④ 特別避難場所の指定（区との協定締結）(H19. 1 以降)
区から協定締結の打診があった学校は、順次協定を結んでください。

4 特別避難場所指定後の取組

区との協定を締結したあと、特別避難場所として指定された盲・ろう・養護学校は、下記の取組を行ってください。

①特別避難場所運営支援計画の作成
上記協定の内容等をもとに、非常時に速やかに対応できるよう特別避難場所運営支援計画を作成してください。 (内容例)
①特別避難場所支援班の役割分担
②特別避難場所としての開放施設の明確化
③特別避難場所使用のマナー
④学校再開に向けた準備と手順
②ボランティアの確保
特別避難場所開設時には、職員のほか、多数のボランティアが必要になります。日頃から地域の方等、ボランティアの確保に努めてください。

5 発災時の特別避難場所の対応

① 施設の被害状況を区災害対策本部へ連絡

◆下記内容を区本部援護班へ連絡します。

施設名	〇〇養護学校など
施設所在地	〇〇町〇〇番地
利用者数	知的障害者〇名、身体障害者〇名等
利用者のけが人の状況	利用者総数〇名のうち、けが人〇名（うち救急搬送〇名）
職員数及びけが人の状況	参集予定総数〇名のうち〇名が参集。けが人〇名（うち救急搬送〇名）
建物の被害状況	倒壊・外壁面損傷・室内損壊・ライフライン（電気・ガス・水道・電話）供給停止・不通など

◆連絡方法

(ア) 電話(FAX)連絡

(イ) (ア)が不可能な場合災害用伝言ダイヤル「171」

(ウ) (イ)の利用が不可能な場合、区役所まで徒歩（自転車）、または一番近い地域防災拠点の無線を利用し連絡

② 施設運営中の利用者への対応

◆災害発生時は、「横浜市学校防災計画」、当マニュアル、各学校の学校防災計画に基づき、初期活動を行ってください。

◆被害が甚大で、他施設での受入を要請する場合は、区本部へ下記の事項について連絡をしてください。

こちらは〇〇養護学校です。
施設所在地は〇〇町〇番地です。
施設建物に被害があり、施設の運営を行うことが困難ですので、他施設での受入を希望します。
現在の利用者数は〇〇障害者〇名で、職員は〇名が参集しています。
施設に移動手段がありませんので、車の手配もお願いします。（または施設のバスで移動できます。）

③ 特別避難場所の開設

◆特別避難場所の開設は、区本部（援護班）からの要請により各学校職員が行います。

◆学校職員は開設にあたり、下記の対応を行ってください。

受入場所の確保	教室、体育館等、あらかじめ決められたスペースを、要援護者の受入のために確保します。
備蓄物資の準備	食料・水・毛布などを受入場所に準備します。
利用者への周知	施設利用者がいるときは、施設利用者に対し、特別避難場所を開設する旨周知します。
職員の配置	参集している職員のなかから、特別避難場所としての連絡窓口、要援護者を担当する職員を定めます。

④ 要援護者の受入及び移送

◆区本部援護班から、要援護者受入の要請があったときは、要請事項を確認し、要援護者を施設に移送します。

区援護班で移送する場合	区援護班に、施設周辺の道路状況を伝えます。到着時間を確認し、受け入れ体制を整えます。
施設で移送する場合	施設の自動車の利用が可能であれば、要援護者が生活している地域防災拠点等へ施設から迎えに行きます。緊急輸送路となる国道を通行する場合は、緊急通行（輸送）車両の確認申請が必要です。区援護班に手続きを依頼します。

⑤ 要援護者の受入れ

要援護者を受け入れたときは、様式2により、本人の状況、家族の状況、緊急連絡先などを確認し、避難者カードを作成します。

要援護者に関する情報は、個人情報となるため、その管理については外部に漏れることのないよう、慎重に取り扱います。

⑥ 特別避難場所の運営

特別避難場所の運営に関しては、下記の項目に留意してください。

ボランティア等の確保	ボランティア等が不足する場合は、各区ボランティアセンターまたは区援護班にボランティアの派遣を要請します。
物資の確保	特別避難場所となる施設には、発災後3日分の食料・水・おむつ等を備蓄することとしますが、不足する物資がある時は、区援護班に不足する品目、数量等を連絡します。
地域防災拠点との連絡体制の確保	区援護班から、FAXまたは電話等により、各特別避難場所へ地域防災拠点と同じ情報が提供されます。 連絡手段が確保されていない場合は、地域防災拠点では、物資の配給以外にも、生活に関連した情報の掲示や、ボランティア等による炊き出し、入浴サービスの実施など、避難生活に必要な情報が得られる場合があることから、特別避難場所となる施設は、1日に1回以上、地域防災拠点へ連絡員を派遣し、情報の収集に努めます。

⑦ 特別避難場所の解除

特別避難場所としての運営は、発災後概ね7日間を目安とします。

教育委員会特別支援教育課 行< F A X : 045 (663) 1831 >

送信元：学校名 _____

氏名 _____

電話番号 _____

特別避難場所要援護者受入調査票

1 避難者数の推計

発災時期	想定避難者数（学校内にとどまり避難をする児童生徒等の予想数）				
	発災直後	2日目	3日目	4日目	5日目以降
授業中					
放課後					
夜間					
休日					

2 支援・介助者の推計

発災時期	想定支援者数（避難者の支援や介助に携われる教職員等の予想数）				
	発災直後	2日目	3日目	4日目	5日目以降
授業中					
放課後					
夜間					
休日					

3 現有備蓄物資

(1) 食糧

品 目	数（〇食分）

(2) その他の防災物資

品 目	数

(3) 飲料水

1本あたりの量（ℓ）	本 数

4 学校意見

質 問	回 答
Q 1 現在の備蓄状況や教職員体制の中、地域住民（高齢者や障害者）が避難してきた場合、何人程度なら受入可能か。	
Q 2 要援護者を受け入れる際、対応困難と考える要援護者はあるか。（例：認知症高齢者、乳幼児、精神障害者等）	
Q 3 その他、特別避難場所に関する意見等	

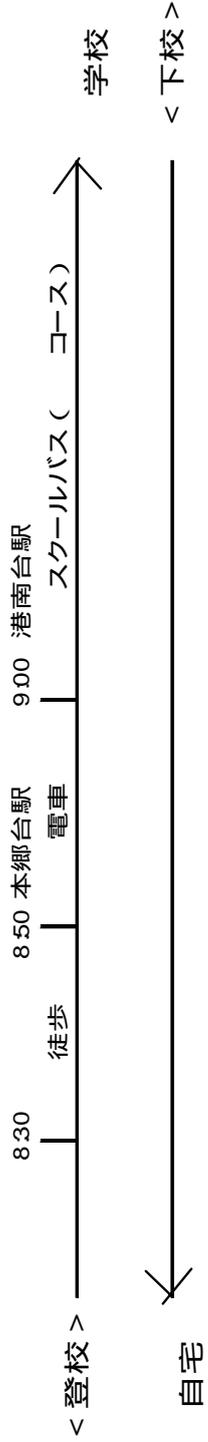
取扱注意

緊急連絡カード

平成 年度 横浜市立 学校
 (電話) FAX
 (携帯電話)

ふりがな 幼児児童生徒氏名	住所 電話番号
生年月日 血液型	保護者名
緊急連絡先 (携帯電話)	自宅付近略図
病院・主治医名	
服薬状況	薬品名
	服用量
	服用法
健康上・生活上の 配慮事項	
療育手帳等の番号	
地域及び 広域避難所	

【通学経路及び時刻】～例～



引き渡し確認カード

平成 年度
 横浜市立 学校

学部、学年 幼児児童生徒氏名	学部 年	(性別)		
引き渡し日時	年 月 日 (曜日)	午前 午後	時 分	
引き渡し場所	学校			
引き取り人 連絡先 児童生徒との関係	< 署名 >		続柄 または 関係	
引き渡し職員名				
備考 (健康状況・伝達事項)				

災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定（案）

横浜市〇〇区（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「横浜市防災計画」に基づき、横浜市内に地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に地域防災拠点等での避難生活が困難な在宅の要援護者（以下「在宅要援護者」という。）のために、乙が所有する施設（以下「施設」という。）を二次的に避難する施設（以下「特別避難場所」という。）として開設することについて、必要な事項を定めるものとする。

（在宅要援護者）

第2条 この協定における在宅要援護者の範囲は、災害時に援護の必要な、在宅の高齢者、障害児・者、児童、乳幼児及びこれらに準ずる援護を必要とする者とする。

（特別避難場所の指定）

第3条 甲は、災害時に地域防災拠点等での避難生活が困難な在宅要援護者を受け入れる特別避難場所として、次の施設を指定する。

所在地
施設名

（受入要請）

第4条 甲は、災害時に、前条で規定する施設を在宅要援護者のための特別避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は要請内容に応じ、可能な協力を行うものとする。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、第3条で規定する施設所在地の区長（以下「区長」という。）が当該施設の施設長に対して行う。

（受入れ体制）

第6条 乙は、施設の規模等に合わせ、災害時に受け入れることができる要援護者の範囲及び人数等を定め、甲に報告し、災害時の要援護者の受入れ体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、再度、甲に報告する。

(開設及び運営)

第7条 甲は、災害時において速やかに、特別避難場所として要援護者を受け入れることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保するものとする。

2 前項で定める特別避難場所の開設及び運営は、施設の職員等が行うが、人的スタッフが必要な場合は、施設所在地の区長に協力を要請する。

(応急備蓄物資)

第8条 乙は、災害時に受入れる在宅要援護者の避難生活に必要な食料、水、生活用品や防災資機材等を整備するものとし、その経費は、横浜市が負担する。

(その他)

第9条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

特別支援教育課長行 < F A X 番号 : 6 6 3 - 1 8 3 1 >

F A X 送 信 書

地震発生時における被害状況等の報告

報告日 平成 年 月 日
午前・午後 時 分現在

区名	区	学校名	学 校	
			学校県費コード	
在籍幼児 児童生徒数		名	欠席幼児 児童生徒数	名
在籍教職員数 <臨任・非常勤を含む>		名	参集教職員数 <臨任・非常勤を含む>	名

被害の有無 あり・なし (被害ありの場合は下欄に記入のこと)								
被 害 状 況		教職員	幼児児童生徒	被 害 施 設 状 況		校 舎	体育館	校 庭
	死亡者				小破			
	重傷者数				中破			
	軽傷者数				大破			

↑施設被害状況に○をつける

大震災による被害状況詳細報告 F A X 送信書

提出先 特別支援教育課長< F A X : 6 6 3 - 1 8 3 1 >

区	学校	県費コード	記入者氏名
年 月 日	午前・午後	時	分現在

幼児児童生徒・教職員の被災状況

	在籍数	被害なし	死 者	行方不明	重 傷	軽 傷	負傷程度不明
幼児児童生徒							
教職員							

特記事項（死亡者名等）

幼児児童生徒の保護者への引き渡し状況

保護者に引き渡しが進んでいる幼児児童生徒	名
学校で保護している幼児児童生徒	名
その他	名

臨時休校の決定

未 ・ 済 期 間 年 月 () ~ 年 月 ()

建物の大きな被害状況<建物名、被害箇所、被害程度（全壊、半壊、一部破損等）>

建 物 名	被害状況（簡潔に）

ライフラインの被害状況

電気	使用 可 ・ 不可	被害状況 ()
ガス	使用 可 ・ 不可	被害状況 ()
水道	使用 可 ・ 不可	被害状況 ()
電話	使用 可 ・ 不可	被害状況 ()
防災無線	使用 可 ・ 不可	被害状況 ()

プールの被害状況

プールの水漏れ	有 ・ 無	避難者数（特別避難場所等）
トイレ使用の可否		世帯数 世帯
すべて使用可能		人数 名
一部使用可能（ 箇所）		
使用不可能		

連絡事項（被害の概要、火災の有無）

学校教育活動再開見通し報告 F A X 送信書

提出先 特別支援教育課長< F A X : 6 6 3 - 1 8 3 1 >

区	学校	記入者職・氏名			
年	月	日	午前・午後	時	分現在
仮登校日	月	日	午前・午後	時	分

登校可能な幼児児童生徒

	幼1	幼2	幼3	小1	小2	小3	小4	小5	小6
人数									
	中1	中2	中3	高1	高2	高3	登校可能数計	名	
人数							全児童数	名	

勤務可能な教職員の人数

	校長	副校長	教員	養護	事務	技能	その他	計	全教職員数
人数									

不足する教科書の状況

学 年	教 科	冊 数	学 年	教 科	冊 数

不足する学用品の状況

学用品名	数 量	備 考

不足する教材・教具の状況

教材・教具名	数 量	被害状況・復旧見込み等

その他連絡事項（転校希望者数など）

--

横浜市盲・ろう・養護学校 防災マニュアル

平成18年4月発行

編集・発行 横浜市教育委員会事務局特別支援教育課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話045(671)3958 FAX045(663)1831
印刷 (株)ポートサイド印刷